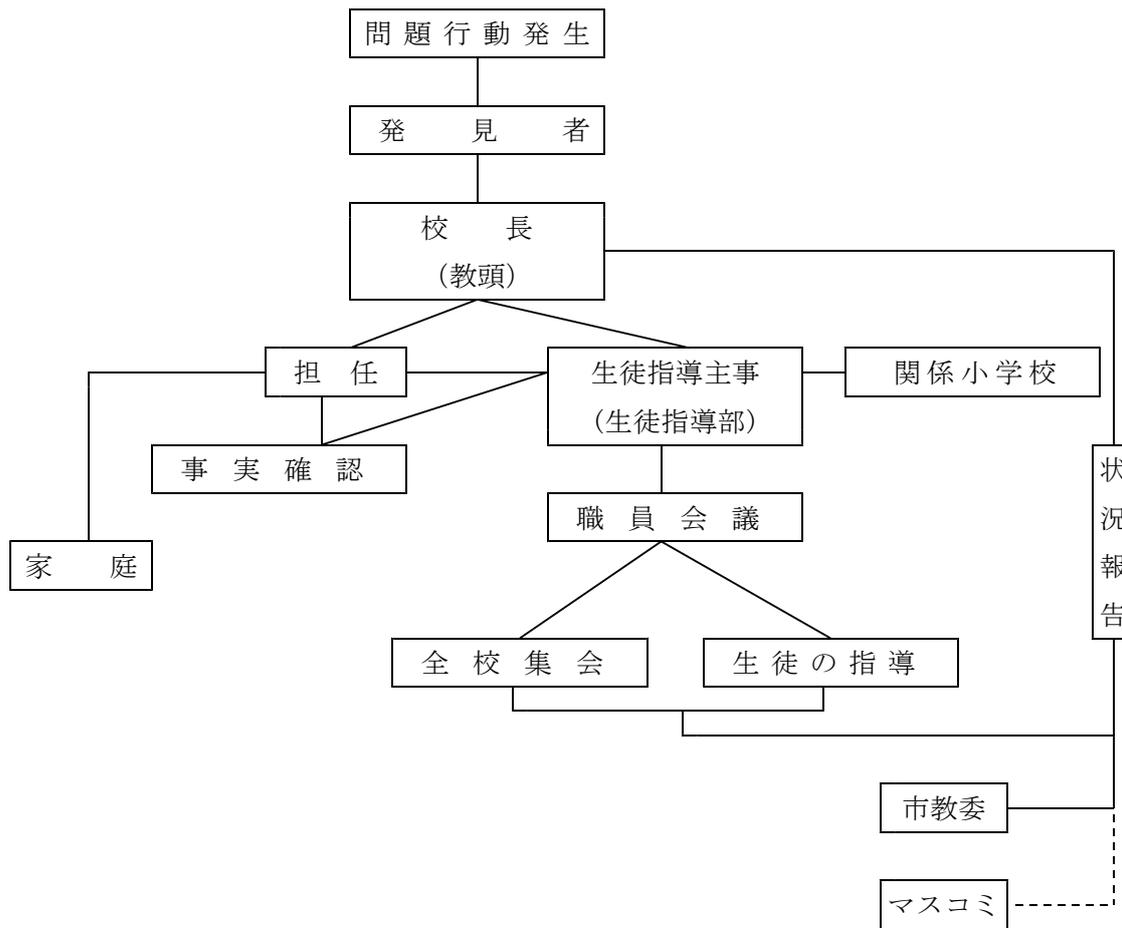


問題行動・いじめ等発生時の対応



- 1 問題行動等を発見または、連絡を受けた者は、すぐ現場へ行き、問題行動を阻止する。
- 2 担任は、事実の把握を慎重に行う。必要に応じて、他の教職員が事実の把握を行う。生徒の発言はメモしておく。
- 3 職員会議終了後、指導の経過や対応策について、必ず家庭へ連絡する。
- 4 必要に応じて、担任は家庭訪問をする。その結果は、校長、教頭に文書で報告する。
- 5 問題行動の内容に応じて、小中いじめ問題合同対策協議会とも対応策を協議する。